

「中央区いじめ防止基本方針」の主な改定内容及び取組状況について

1 中央区いじめ防止基本方針の主な改定内容について

- いじめ問題には、学校だけでの解決が困難で、関係機関との連携が重要な場合もあることから、学校が関係機関と適切に連携できるよう、「関係機関」の具体例を示すとともにその役割について明記した。
- 教員をはじめ誰もがいじめの定義をより一層理解し、いじめの状況を的確に把握できるよう、子どもの実態などを踏まえ、いじめの様態について例示化した。
- いじめの解消については、国の方針では「少なくとも3カ月止んでいる状態」としているが、本区では、いじめは再発する可能性があり得るという認識のもと、期間を設けず継続して児童・生徒を注意深く見守っていくことを明記した。
- いじめの早期発見・早期対応のために、学校教育の専門家である指導主事・スクールソーシャルワーカー等に加え、法律の専門家である弁護士の活用や連携の促進について記載した。
- SNS等によるいじめといった新たな社会的背景を踏まえ、インターネット上のいじめの対応について、教育委員会及び学校におけるそれぞれの取組を新たに記載した。
- 教職員が子どもと向き合い、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるよう、教育委員会が学校運営の改善を支援していくことを明記した。
- 現在の社会を取り巻く環境の変化に伴い、子どもたちの抱えている課題も多様化・複雑化していることから、特に教育的配慮の必要な児童・生徒についての具体例を記載した。

2 中央区いじめ防止基本方針の改定を踏まえた取組について

- いじめの解消について期間を設けず、事態の解決が図られるまで、児童・生徒に対する支援や関係機関との連携を継続し、事態の解決へ向け、組織的に対応するよう校長会や研修等の機会を通じ、指導・助言を行う。
- インターネットや携帯電話を利用したいじめに対応するため、教員に対する研修の中で、具体的な事例を取り上げながら、児童・生徒の情報機器の利用について理解を深め、各学校での体制整備に向け指導する。
(第1回人権教育研修会 講義内容「インターネットによる人権侵害」)
- 学校いじめ防止基本方針に基づく取組状況を学校評価の評価項目に位置付け、毎年度、取組状況を検証し、いじめ防止に向けた取組の改善を図るよう指導する。
- 「いじめについてのアンケート」について、アンケートの実施方法を明示し、合わせて調査項目を精査し、「中央区いじめ防止基本方針」の定義を踏まえた内容に変更した。

3 中央区いじめ防止基本方針の改定を踏まえたさらなる指導の充実について

- スクールソーシャルワーカーの活用方法を改めて周知し、問題を抱える児童・生徒への支援体制及び専門スタッフや関係機関等との連携体制の確立に向けた指導・助言を行う。
- 教育連絡相談会や生活指導主任研修会、指導主事等の学校訪問等を通じ、いじめや不登校の早期発見・支援体制の構築に向けて、情報提供や指導・助言を行う。
- 中央区いじめ防止基本方針の改定内容の趣旨を踏まえ、学校いじめ防止基本方針を点検・改定するよう各学校へ周知した。また、合わせてホームページ等を活用し、公開するよう周知した。